

(1) 第三條に在りたる如し。

左記の如き免状の一を有する者にあつたは船舶免許のことに依り。

一 悔状免状。

二 航海無線電信機操縦者資格検査合格証書

三 医師免許証又は海軍衛生官免状

(二) 第三條に在りたる如し。

一 航海無線電信機操縦者資格検査合格証書

二 航海無線電信機操縦者資格検査合格証書

(三) 第四條に在りたる如し。

一 航海無線電信機操縦者資格検査合格証書

二 航海無線電信機操縦者資格検査合格証書

三 航海無線電信機操縦者資格検査合格証書

右記の如き免状の一を有する者にあつたは船舶免許のことに依り。

(1) 第三條に在りたる如し。

左記の如し。